平成25年度税制改正主要項目一覧

1/1　平25.4/1　平26.1/1　4/1　平27.1/1　4/1　10/1　平28.1/1　4/1　平29.1/1

消費税	消費税率5%	消費税率8%	消費税率10%

法人税

- 国内設備投資を促進するための税制（生産等設備投資税制）の創設（開始事業年度）
- 所得拡大促進税制（給与を5%アップしたら、法人税額を10%控除。雇用促進税制との選択）（開始事業年度）
- 雇用促進税制の拡充（20→40万円）（開始事業年度）
- 交際費課税の緩和（600→800万円）（開始事業年度）
- 試験研究費の税額控除の拡充（法人税額の20%→30%）（開始事業年度）
- グリーン投資減税の拡充等（太陽光発電設備等の即時償却制度は27年3月31日まで）（指定期間取得）
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設（指定期間取得）

所得税

- 所得税の最高税率の見直し（課税所得4，000万円超に45%を創設）
- 金融所得一体化課税（特定公社債等の課税方式の変更など）
- 非課税口座内の少額上場株式等の配当・譲渡益の非課税措置（日本版ISA）の見直し
- 既存住宅の省エネ改修工事バリアフリー改修工事等の所得税額特別控除を平成29年12月31日まで5年延長・拡充（26年4月1日から）
- 住宅ローン控除の延長（最大控除額500万円、平成29年12月31日まで4年延長）・拡充（26年4月1日から）・東日本大震災被災者への住宅ローン控除も延長・拡充

相続税

- 相続税の基礎控除引下げ（5,000万円＋1,000万円×法定相続人→3,000万円＋600万円×法定相続人）
- 相続税の税率構造の見直し（最高税率を55%に引上げ、刻みを修正）
- 小規模宅地等の特例の拡充（240㎡→330㎡）
- 未成年者控除の引上げ（20歳まで1年につき6万円→10万円）
- 障害者控除の引上げ（85歳まで1年につき一般障害者6万円→10万円、特別障害者12万円→20万円）
- 贈与税の税率構造の見直し（直系尊属からの20歳以上の者への贈与は税率緩和など）
- 相続時精算課税制度の緩和（贈与者が65歳以上→60歳以上、受贈者に20歳以上の孫追加）
- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）の緩和
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（受贈者が30歳未満1,500万円まで）